

Ministry of Health, Labour and Welfare



厚生労働事務次官メッセージ



厚生労働事務次官 村木 厚子

「ゆりかごから墓場まで」ということばがありますが、厚生労働行政は生まれる前のお母さんのおなかの中からお墓の中まで、一人ひとりの人生に寄り添う、国民に最も身近な行政です。予算は、およそ30兆円、国的一般歳出の約半分を占めます。

これから日本を考えるとき、避けて通れないのが少子高齢化です。働き手は減り、医療、介護、年金といった社会保障の負担はどんどん大きくなっています。厳しい未来が待っているというのが大方の見方ですが、私は悲観する必要はないと思っています。それは日本には大きな潜在パワーがあるからです。

日本は世界の中でもとりわけ女性の活躍が遅れている国です。子育て支援を充実し、男女の働き方を見直してワーク・ライフ・バランスを実現すれば、多くの女性が生き生きと活躍できます。「共生社会」の理念が広がれば、活躍する障害者ももっと増えるでしょう。世界一の長寿国である我が国で、高齢者の「出番」を創ることに成功すれば、そのパワーは計り知れません。「全員参加」を実現し、人の力を伸ばし、多様な活躍の場を創ることが厚生労働行政の大きな課題になります。

社会保障を充実し、社会の支えをしっかりとしたものにすることも重要です。世界に誇ることのできる国民皆保険、皆年金の仕組みを維持しつつ、高齢者、障害者をはじめ住民が健康で安心して暮らせ、子育てを楽しめる「地域」を創るために、制度を地方公共団体や関係団体とともに総合的に組み立てていくことが厚生労働行政のもう一つの大きな課題になります。

こうした課題に取り組むため、厚生労働省では約32000人の職員が力を合わせて働いています。国民のニーズを的確にとらえる感性、良い政策を立案できる企画力、そして国民とともに政策を考えていくための説明力・発信力を高めて、国民に信頼される仕事をしていきたいと思います。

ひと、暮らし、みらいのために



Contents

プロフィール	P.3
部局紹介	P.5
組織図	P.33

日本を支える大きな力

厚生労働省の使命は、人々が安心して充実した暮らしを送ることができるようになります。

そのために、医療、介護、年金、労働、子育て、生活保護などの、一人ひとりの生活に密接にかかわる分野の制度を所管しています。

毎日の暮らしで起こり得る様々なリスクから国民を守る制度をしっかりと運営していくこと。

一生涯、安心できる社会保障の充実や労働環境の整備に取り組むこと。

すべての人々が明るくいきいきと働くこと。

これらを実現するために、厚生労働省は将来を見据えた施策を、進めています。

人の一生を 支える仕事

すべてのライフステージを、厚生労働省と共に

新しい命が生まれ、成長し、そして次の命を生み出す

厚生労働省は、すべてのライフステージで、皆さんの暮らしをサポートしています。
赤ちゃんから老後の生活まで、日本国民全員が安心して一生を送ることができる
社会を作ることが、厚生労働省の使命です。

子供

雇用均等・児童家庭局 … P17

- ・多様な保育サービスの提供
- ・児童手当の支給
- ・児童虐待の防止
- ・放課後児童クラブ



赤ちゃん

雇用均等・児童家庭局 … P17

- ・母子健康医療(未熟児医療など)
 - ・乳幼児健診
 - ・不妊治療対策
- 健康局 … P7
- ・予防接種



社会人

労働基準局 … P11

- ・適正な労働条件の確保
- ・安全で健康に働くための
職場づくり
- ・労働災害の補償
- ・仕事と生活の調和

職業安定局、 職業能力開発局 … P13

- ・失業者に対する再就職支援
- ・キャリアアップへの支援

雇用均等・児童家庭局 … P17

- ・男女雇用機会の均等確保



学生

職業安定局 … P13

- ・若年者雇用対策
- 年金局 … P25
- ・国民年金への加入



結婚・出産

雇用均等・児童家庭局 … P17

- ・産前・産後の休暇、育児休業
- ・家庭と仕事の両立支援
- ・妊産婦検診、母子手帳の交付



定年

職業安定局 … P13

- ・再就職の援助・促進
- ・知識、経験を活用した65歳までの雇用確保
- ・多様な就業・社会参加の促進



医政局 … P5

- ・医療提供体制の整備

医療

医薬食品局… P9

- ・有効で安全な医薬品の提供

保険局… P23

- ・国民皆保険

食の安全

食品安全部… P9

- ・食品の安全確保

生涯を通じた サポート

障害者 支援

障害保健福祉部… P19

- ・障害者の地域生活支援

健康 づくり

健康局… P7

- ・健康づくりの推進
- ・衛生水準の維持向上

社会援護

社会・援護局… P19

- ・生活保護
- ・福祉人材の確保施策
- ・戦没者の遺骨収集や慰靈・追悼
- ・中国残留邦人に対する支援

老後

年金局 … P25

- ・老齢年金の支給

老健局 … P21

- ・介護保険制度による介護サービスの提供



医政局

医政局では、国民の誰もが、できる限り住み慣れた地域で質の高い医療サービスが受けられるよう、安心・信頼できる医療提供体制の構築に向けて取り組んでいます。

医療が必要なすべての人のために

Mission

我が国は、国民皆保険制度と、どこの医療機関でも受診が可能な「フリーアクセス」を基礎とした世界に誇るべき医療提供体制を築き上げてきました。

一方、少子高齢化が進展する中、各地域での医療・介護サービス提供体制の一体的な確保、患者の状態にあった入院医療の提供、医師等の地域偏在、超高齢社会を見据えた看護職員等の確保、地域における産科や小児科、救急医療の確保、

災害医療の確保など、解決すべき課題は数多くあります。また、再生医療の実用化への支援や我が国の臨床研究のさらなる推進に向けた取組も急務の課題です。

医政局では、これらの課題に全力で取り組む一方、我が国での経験を活かし、人材育成等の協力を通じて、諸外国との関係を構築し、我が国の医療制度や医療技術、医薬品・医療機器について積極的に国際展開を進めていきます。

【政策紹介 1】

医療提供体制の改革

日本の医療制度は、これまで、多くの医療関係者や国民の不断の努力もあり、世界最高水準の健康寿命と保健医療水準を実現してきました。

今後、日本は2025年には約3人に1人が65歳以上となる超高齢社会を迎えることとなり、これまでの治療中心の医療から、病気を抱えても地域で生活を営むことができる、生活を支える医療をいかに構築していくかが課題となります。

すなわち、高度な急性期医療が必要な方は質の高い医療や手厚い看護が受けられ、リハビリが必要になったときは身近な地域でリハビリが受けられ、自宅で療養生活を送りたいという方には訪問看護等の在宅医療を受けられるといったように、地域において幅広いサービスを受けられる医療提供体制を整備することが重要です。

昨年成立した「医療介護総合確保推進法」においては、こうした様々な医療機能が地域の実情に応じたかたちで提供されるよう、平成27年度以降、都道府県が地域の医療関係者の意見を聞

きながら、将来のあるべき姿を「地域医療構想」として策定し、その実現に向けて関係者が協力をしていくこととなりました。

また、医療はひとりひとりの医療従事者の現場の力によって支えられており、医療従事者が働きやすい環境を整備しつつ、働き手を確保していくことも重要です。医師確保については医学部入学の定員増や、地域医療支援センターによる医師不足地域への医師派遣などを行い、看護師については潜在看護師の活躍を図るべく、有資格者を把握するための登録制度を創設するなどの対策を講じておりますが、同時に、こうした医療従事者が働き続けやすい環境を整備すべく、勤務環境改善の優良事例の紹介や相談体制の充実などを進めています。



[在宅医療の現場]

【政策紹介2】

臨床研究のさらなる推進に向けた取組

超高齢社会を乗り超え、社会の発展を持続可能なものとしていくためにも、医療分野でのイノベーションが大きく期待されています。革新的な医薬品・医療機器の創出に向け、研究開発を推進していくことが重要であり、例えば、「iPS細胞」を始めとする再生医療については、昨年から施行されている「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づき、安全性を確保しながら実用化に向けた取組が進められています。

一方、臨床研究は、新規の医薬品や医療技術を用いる医療でもあり、国民の信頼を得ながら進めていくことが不可欠です。被験者の安全や情報保護がしっかりと図られ、臨床研究が適切に行われるようなルール作りについて検討を進めています。



【再生医療】

【政策紹介3】

医療の国際展開

国民皆保険制度や世界有数の医薬品、医療機器や医療技術を誇る我が国の医療・介護システムは、WHOが実施する医療制度評価においても最高レベルに位置付けられています。

こうした日本の経験は、これから経済成長や高齢化社会が進展する新興国が、保健医療制度を構築していく際に大いに活かすことができます。

こうした日本の医療の国際展開に向け、医療・保健分野の政策形成支援や先端医療技術の移転、医薬品・医療機器の供給などを協力テーマとして、各国保健省との協力関係を築いています（2015年2月時点で12カ国）。

引き続き、こうした協力の具体化に向け、我が国の専門家を諸外国へ派遣することや、諸外国からの研修生を我が国の医療機関等へ受け入れることなど、人材育成等の協力を推進していきます。

また、国内においては、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、外国人患者が、安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療機関における外国人患者受入体制の充実を図ります。

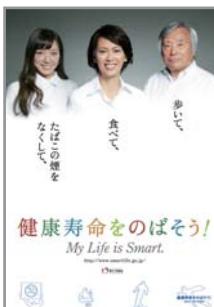
Keyword 女性医師のさらなる活躍にむけて

現在、医学部生の約3分の1が女性となっており、これから医療現場においては、女性医師がますます活躍することが期待されています。しかし、女性医師の中には、妊娠・出産等により仕事と生活を両立させることが困難となってキャリアを中断せざるを得ない場合があり、女性医師が働き続けやすい環境整備が求められています。

厚生労働省では、「女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会」を設置し、現場の課題や取り組みの工夫の仕方を検討し、その結果を報告書として取りまとめました。今後も、妊娠や出産等のライフイベントにかかる負担軽減を含めた職場の環境整備を進めるとともに、個々の医師がモチベーションを維持・向上しながら自らの希望するキャリア形成を図り、医師として社会的役割を果たしていくよう、様々な取組を進めていきます。

健康局

長寿で快適な生活の実現に取り組んでいます。
治療のための各種施策の展開、生活衛生の向上、安全な水道水の供給などを通じて、すべての国民の健康・



すべての国民の健康・長寿を支えるために

Mission

日本が戦後、平均寿命・健康寿命で世界最高水準となつた背景には、経済環境の改善と生活・衛生・医療水準の改善による結核、肺炎などの感染症の減少がありました。しかし、食生活の変化や長寿化により、がんや循環器病などの生活習慣病の問題が顕在化しています。難病は、いまだに病因や治療方法が分かっておらず、多くの患者さんが、長期にわたり病と戦っています。さらに、移動の国際化に

より、デング熱やエボラ出血熱、新型インフルエンザなど新たな感染症が日本にも入ってくるリスクが高まっています。誰でもこうした病気になる可能性はありますが、罹患や重症化を予防できる病気もあります。すべての国民の「健康・長寿」を支えるため、疾患予防や患者支援について、国民や関係機関の協力を得て幅広い対策を実施することが求められています。

【政策紹介】

感染症の発生・まん延を予防し、国民の安心・安全を支える

昨年夏、デング熱が約70年ぶりに国内で発生しました。また、西アフリカ地域ではエボラ出血熱がまん延しています。さらに、2009年には新型インフルエンザが海外から国内に拡大しました。移動の国際化は、新たな感染症が国内に流入するリスクを高めています。

厚生労働省では、平時から、検疫所の機能強化による発生防止、国内発生時の行政・医療機関の対応力強化、感染症への正確な理解を促すなど、感染症に対応する体制の強化に努めています。特に、新型インフルエンザでは、ワクチン生産体制の確保や治療薬備蓄なども行っています。

また、予防接種は、最も効果的な感染症対策の一つです。先進諸国と比べ公的に接種するワクチンが少ない、いわゆるワクチン・ギャップの問題に対応するため、平成25年度以降これまでに5ワクチンを定期接種化しました。

今後とも、海外での発生状況にも目を配りつつ、国内体制強化や予防接種の推進などの感染症対策に取り組んでいきます。



[エボラ出血熱に関する注意喚起のポスター]

【政策紹介 2】

がんを予防し、 がんと生きる患者を支える

がんは、1981年以降、我が国における死因の第1位ですべての死亡の約3割を占め、男性の60%、女性の45%が生涯に一度はがんにかかるとされています。がんは、年齢に応じてリスクが高まるため、高齢化が進行する中、今後、国民の生命と健康にとって一層大きな脅威となると考えられます。

厚生労働省では、がん対策を総合的に推進しています。第一に、喫煙率の減少や受動喫煙の防止などを通じ、がんの予防を進めています。第二に、がんの早期発見・重症化予防の観点から、がん検診の受診率向上のための財政支援などを行っています。また、生産年齢にあるがん患者数が増加しています。そのため第三に、がんにかかった場合も社会生活を継続できるよう、がん患者の就労支援や有効性の高い新たながん診断・治療法などに取り組んでいます。

がんと生きる患者を支え、がんによる死亡を少しでも減少させられるよう、今後も、あらゆる施策を展開していきます。



【がん治療の現場から】

【政策紹介 3】

難病と戦う患者さんの希望ある生活を支える

医療技術は急速に進歩しており、多くの疾患の診断や治療が可能となっています。しかし、「難病」は、かかる確率は低いものの、病気の発生のメカニズムが不明で、治療方法が確立していないため根治が難しく、患者さんは長期にわたり病気と戦わなければなりません。患者さんの日常生活への負担は非常に大きなものです。

難病の患者さんが希望をもって生活できるよう、社会全体で支えていく必要があります。また、希少疾患で研究が進みにくいため、病因解明や治療法の開発を国が率先して進めなければなりません。このため、本年1月から施行された新法に基づいて、医療費助成の対象となる疾患を拡大し、さらに今後、相談体制の充実や研究開発の推進、さらには福祉サービス・就労支援の充実などを進めていくこととしています。

難病にかかっても希望を持って暮らしていく社会を築くため、患者さんの生活全般を支える総合的な難病対策を進めています。

Keyword 水道基盤の強化

蛇口をひねればいつでも——水道は、今や総人口の約 98%に行き渡り、水道管の長さは 65 万キロ、地球 16 周以上で、我が国の誇る社会基盤です。しかし、水道管の老朽化が進んでおり、また、耐震化された水道管が 3 割強に止まる一方、人口減少により公共投資の主要財源である料金収入は減少し、水道の持続可能性の確保が大きな課題です。

厚生労働省では、財政支援に加え、複数の水道事業体を経営統合・合理化する「広域化」を推進しています。また、将来の給水量の減少を考慮した上で、施設の統廃合も含め、将来の計画的な投資を支援する手法の普及に努めています。水道基盤が将来世代に引き継がれるよう、様々な対策を推進していきます。



【水道管の経年化による内面腐食】



【街中での漏水事故】

医薬食品局 (食品安全部含む)

医薬食品局では、私たちの生活に欠かすことのできない医薬品・医療機器や食品などについて、その安全性を確保するために必要な規制・医薬品の副作用被害の救済等を行い、国民の生命と健康を守っています。



医薬品と食品の安全を守る

Mission

医薬食品局では、我が国で製造、販売される医薬品・医療機器等について、国民が日々安心して利用できるよう、承認審査や安全対策等を通じて、その品質、有効性及び安全性を確保しています。これにより、質の高い医療の提供を通じた「健康寿命」の延伸の実現に貢献しています。

また、知識集約型、高付加価値型の産業である医薬品・医療機器産業や日本が最先端を行く再生医療技術の発展は、成長戦略の重要な柱の一つであり、審査体制の強化等によ

り革新的な医薬品・医療機器や再生医療技術を用いた製品の実用化に貢献しています。

近年、グローバル化の進展により私たちが口にする食品の種類が飛躍的に増加するとともに、健康意識の高まりなどを背景にして、食の安全についての関心もますます高まっています。食品安全部は、食品の規格基準の策定や、それに基づく監視指導体制の構築などにより、国民が日々安心して食品を口にできるよう努めています。

【政策紹介1】

有効で安全な医薬品・医療機器・ 再生医療等製品の実用化

医薬食品局では、有効で安全な医薬品・医療機器を、これを必要としている患者の方や医療現場に一日でも早く届けられるようにするべく、承認審査等に取り組んでいます。欧米では承認済みの医薬品・医療機器が、国内では製造販売等できない、いわゆるドラッグラグ・デバイスラグについては、承認の迅速化等に向けた取組みが奏功し、ほぼ解消することが出来ました。

さらに、昨年11月には、再生医療技術を用いた製品に関する特別な承認制度の創設、医療機器の民間の登録認証機関による認証範囲の拡大等を内容とする薬事法改正法が施行され、題名も「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に変わりました。環境が激変する中で、国民の皆さんに安全で高品質な製品を利用いただけるよう、安全対策など必要な規制を引き続き行なっていきます。

【政策紹介2】

先駆けパッケージ戦略 ～革新的医薬品等の実用化促進～

世界に先駆けて、有効な治療法がなく、命に関わる疾患等（希少がん、難病等重篤な疾患）に対し、革新的医薬品等の実用化を促進するため、平成26年6月に「先駆けパッケージ戦略」を厚生労働省のプロジェクトチームで取りまとめ、日本再興戦略にも位置づけられました。この中では、世界に先駆けて開発され、早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる革新的な医薬品等について、優先的に審査を行い、早期の承認を目指す「先駆け審査指定制度」をはじめ、様々な施策を、基礎研究から臨床研究・治験、承認審査、保険適用、国際展開までの対策を一貫して取り組むこととしています。

重点施策として位置づけている「先駆け審査指定制度」は、平成27年度当初は医薬品について試行的な運用を開始し、医療機器についても、平成27年度内に試行的な運用を実施する予定です。

【政策紹介3】

食品の安全確保のための規格基準の策定、監視指導

国民が日々安心して食品を口にできるよう、科学的根拠に基づき、食品中の残留農薬などの規格や製造方法などの基準の設定、国内流通食品の監視指導、輸入食品の安全性確保に向けた取組などを進めています。

特に、食品事業者が行う衛生管理の基準として、国際的な標準となっているH A C C P (食品の製造工程において安全性を確保する上で重要となる危険を自ら分析し、評価及び管理を行う方法)による基準を設定し、普及を図っています。

また、平成23年に焼肉店で発生した食中毒事故を受けて、牛肝臓を生食用として提供することを禁止する等の措置を講じましたが、現在、これに加え、豚を生食用として提供することの禁止について検討しています。さらに、豚に限らず、他の食肉等の生食が増加しないよう、事業者への指導、消費者への注意喚起等の対策を進めています。



〔食品検査の様子〕

【政策紹介4】

食品を巡る国際的なルール作りへの参画

〔コーデックス総会での様子〕

食品の国際流通の増大により、貿易を通じた食品の国際取引のルール作りが重要になっています。このため、W T O (世界貿易機関) 協定に含まれる、食品安全や動植物の健康を保護するためのルール (S P S 協定) では、各国の規制を食品の国際基準であるコーデックス規格に基づくものとするよう求めています。コーデックス規格よりも厳しい規格を輸入食品に課すことは非関税障壁と見なされ得るため、厚生労働省は、関係省庁等と連携して基準策定の過程に参画し、コーデックス規格がより日本の実態を反映したものとなるよう、精力的に活動しています。



Keyword 危険ドラッグ対策

心身に重大な悪影響を及ぼし、幼い子供などが犠牲者となる悲惨な事故を引き起こす危険ドラッグが社会問題化しました。厚生労働省では、指定薬物の迅速指定、指定薬物である疑いがある物品を扱う店舗に対する販売停止命令、インターネット販売サイト取締りなど、対策を大幅に強化しています。

平成26年11月の臨時国会では、販売停止命令を受けたその店舗に対してのみだった販売停止の効果を全国化するなどの対策強化を内容とする改正法案が議員立法として提出され、全会一致で成立しました。これを最大限活用し、地方厚生局麻薬取締部が、警察や水際対策を行う税関等関係機関と連携し、一層機動的かつ実効性のある取締りに取り組んでおり、危険ドラッグの販売を行っている実店舗はほぼ壊滅しています。



〔危険ドラッグ対策ポスター〕

労働基準局 (安全衛生部)

労働基準局は、労働者の味方として、労働者の生活、安全、健康を守っています。そのため、法令を守らない企業などに対して、法令の遵守を指導し、労働者が安心して働けるような労働環境を実現していきます。



労働者の生活、安全、健康を守る

Mission

人が生活していくためには、働いて賃金を稼がなくてはなりません。だからこそ、いくら働いても生活していくだけの賃金が払われない、あるいは、働くことで心身の健康を損なうなどということはあってはならないことです。

そのため、労働基準法では、労働者が人たるに値する生活を営むための最低限の労働基準を定め、これを下回る労働条件を禁止しています。

労働基準行政は、労働者の味方として、労働基準法などに定められた、賃金、労働時間、安全衛生などに関する労働条件を企業などに遵守してもらうことをその使命としています。

全国の労働基準監督署において、労働基準監督官が企業などへの監督を実施しており、これらを通じて、労働者の生活、安全、健康を守っています。

【政策紹介】

労働基準監督官による最低労働条件の確保

給料の不払いや長時間残業で悩んだことはありませんか。そんなとき、皆さんか相談できるのが「労働基準監督署」です。全国の労働基準監督署には、毎日、多くの労働者やその家族の方々から、長時間残業、賃金不払、解雇などについて相談が寄せられています。

我が国では、労働基準法などの法令で、労働時間や賃金、職場での安全衛生などの労働条件の最低基準が定められていますが、こうした法令を企業に遵守させる役割を担っているのが「労働基準監督官」です。

監督官は全国325ヶ所にある労働基準監督署に配置され、事業場を臨検・監督し、法令違反に対しては速やかな改善を指導します。また、重大又は悪質な事案については、特別刑事事件として捜査し、検察庁に送検するなどの適正な対応を行っています。

これらの取組により、法律に定められた労働条件が守られ、労働者が安心して暮らせる社会を維持しています。



[労働相談を周知するポスター]

【政策紹介2】

労働災害の防止に向けた取組の推進

働いているときに、仕事が原因で怪我をしたり、病気になったりすることは、とても痛ましいことです。平成25年には、労働災害が増加したことから、労働災害の防止に向け、事業場における安全衛生の対策の強化に取り組んでいます。

また、最近では、東京電力福島第一原発の事故への対応として、原発での作業や除染作業などに従事する方に対する安全や健康の確保に向けた監督・指導にも取り組んでいます。

[福島第一原発]



[岩手県での安全衛生巡回指導の様子]

【政策紹介3】

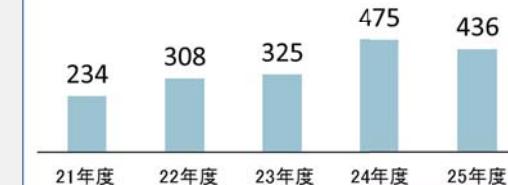
ストレスチェック制度の創設

近年、仕事によるストレスが原因でうつ病などの精神障害を発症する方が増えています。労働者が安心して働くためには、建設現場からの墜落・転落などの事故や、アスベストによる肺がんなどの病気を防ぐだけではなく、「こころの健康」も守る必要があります。

そのため、平成26年6月の労働安全衛生法の改正では、事業者に、労働者に対して医師や保健師によるストレスの程度を把握するための検査を実施することを義務付ける、いわゆる「ストレスチェック制度」を創設しました(実施は平成27年12月から)。

事業者や医師と連携しながら、労働者の「こころの健康」を守っていきます。

精神障害の労災補償状況
(支給決定件数)



[精神障害の労災補償状況]

Keyword 働き方改革

近年、「働き過ぎ」、「過労死」といった働き方についての問題が大きく取り上げられています。こうした中、平成26年6月には「過労死等防止対策推進法」が成立し、厚生労働省では、平成26年9月に「長時間労働削減推進本部」を立ち上げ、省を挙げて、こうした問題に取り組んでいます。

長時間労働対策として、働き過ぎが疑われる事業場を対象とした重点的な監督指導を実施するとともに、企業の自主的な働き方の見直しに向けて、ポータルサイトを活用して先進的な取組について情報発信したり、地域における働き方改革の気運が高まるよう、地域のイベントと連携した有給休暇の取得促進活動を行ったりするなど、働き方改革を進めています。



[働き方・休み方改善ポータルサイト]



[長時間労働削減推進本部の様子]

職業安定局

職業安定局では、仕事を通じて豊かな生活ができるように、
全国的なセーフティネットとしてのハローワークにおける職業紹介、失業時の所得保障を行う雇用保険制度の運営や、「全員参加の社会」の実現に向けた雇用対策を実施しています。

働くことの、希望をかなえる

Mission

仕事を通じて成長し、キャリアアップを図ること。安定した雇用の下で生活を営み、結婚等の希望をかなえること。働くことにより社会参加を実現すること。こうした、様々な働くことに関する希望をかなえるための各種の雇用政策を実施しています。人々が希望をかなえられるような、魅力ある職場づくり・キャリアアップの支援や、職業紹介を

通じた就職の支援を行うことは、人々の労働市場への参加を促し、社会全体の活力や生産性の向上にも寄与します。少子高齢化やグローバル化等の社会経済情勢の変化による、労働力人口の減少・非正規雇用労働者の増加といった構造的な変化に対応し、また、時々の景気の変動にも機動的に対応しながら、施策を展開しています。

【政策紹介】

若者の活躍促進、正社員化の実現

若年労働力人口が減少する中、若者が、次代を担うべき存在として活躍できる環境を整備することが求められています。若年期は生涯にわたるキャリア形成のスタートとして重要な時期であり、若者が経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいける社会を築くことは、我が国全体の生産性の向上を図る観点からも重要です。そのため、「新卒応援ハローワーク」や「わかものハローワーク」等においてきめ細かな就職支援を実施するとともに、若者雇用対策の推進に向けた法律案を国会に提出しました。

また、雇用情勢の改善の機会を捉えて、非正規雇用労働者の正社員化の実現を強力に進めるべく、正社員実現加速プロジェクトとして、ハローワークによる正社員就職に向けた支援や、正社員就職に取り組む事業主への支援を推進しています。

..... こんには

新卒応援ハローワークです

ハローワークって、仕事を辞めた人が行くところと思っていませんか？
新卒応援ハローワークは、大学院・大学・短大・高等・専修学校などの学生さんや、卒業後未就職の方の就職を支援する専門のハローワークです。

ご利用は、すべて無料です

・新卒応援ハローワークでは、大学院・大学・短大・高等・専修学校などの学生や、これらの学生を卒業した方を対象に、以下のサービスをすべて無料で行っています。お気軽にお利用ください。

全国各地の求人情報（仕事情報・企業情報）が検索できます

・地方の企業の人たちももちろんのこと、全国の企業も探しることができます。自分の希望に合った企業が見つかるかもしれません。仕事を保つ上で悩みや疑問が生じたら、ぜひ聞いてください。

仕事探しに関する相談と就職時受付料

・「何がいい人間なの？」、「何歳の人がいるけど、どうやって面接したらいいの？」など、「仕事を探す」での疑問を解決したいなど、仕事探しに当たっての各種相談を受けています。

・また、エクランマーク・職務説明会や就職活動に役立つセミナーなどのイベントを開催しています。新卒応援ハローワークをぜひ活用して、就職にこだわってください。

・その他、職業心理士による心理的サポートも行っています。

就職フェアや各種セミナーを開催！

・年間を通して、就職フェアや就職説明会に役立つセミナーなどのイベントを開催しています。これらはすべて参加費無料です。ぜひ参加してみてください。

新卒者の就職を支援する各種制度も揃っています

・厚生年金制度では、卒業後2年内の就職を扶助金を支給して就職支援をしています。卒業後も就職活動を継続中の男女の就職実現を、全力で支援します。制度の詳細は新卒応援ハローワークまでどうぞ。

厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所

厚生労働省の新卒者・若者就職情報を
インターネット上で配信しています。
URL: <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html>

[労働相談を周知するポスター]

【政策紹介2】

「全員参加の社会」の実現

我が国の成長に立ちはだかる、生産年齢人口の減少という壁を乗り越えていくためには、若者、女性、高齢者、障害者等が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会」の実現を図ることは、最優先の課題です。このため、例えば女性の活躍が当たり前の社会に向けて、マザーズハローワークなどによる就職支援を実施したり、生涯現役社会を実現すべく高齢者に様々な活躍の場を創造するとともに、障害のある人が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就いて地域で自立した生活ができるよう支援し、また、難病患者や生活困窮者などさまざまな事情・困難を克服し就職を目指す人たちを支援するなど、各種施策を総動員した雇用対策を実施しています。

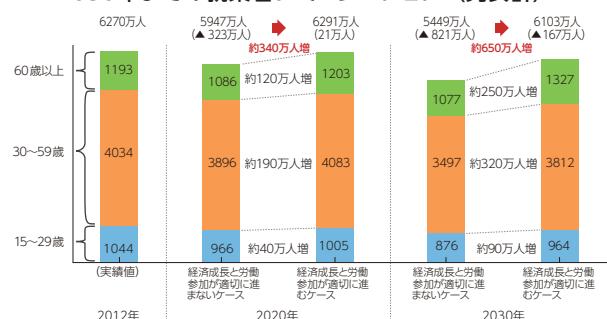


[マザーズハローワークでの相談風景]

労働力需給推計の活用による政策シミュレーション

「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」は、2030年の就業者数が▲821万人（2012年比）となるが、「経済成長と労働参加が適切に進むケース」では、**その場合よりも約650万人増**となり、2012年比で▲167万人に留まる見込みである。

2030年までの就業者シミュレーション（男女計）



【政策紹介3】

施策を支えるハローワーク

ハローワークは、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担うとともに、地域の総合的雇用サービス機関として、施策紹介1・2にあるような様々な雇用施策を実施する最前線でもあります。平成25年度に新たにハローワークを利用した求職者は約630万人であり、ハローワークの支援を通じて200万人以上が就職を実現しました。求職者一人ひとりとの個別相談を通じた、本人の希望に応じた就職の実現や、求職者の適正や能力を踏まえた求人の開拓等により、求職者にはその希望と能力に最も適合した職業を、求人者には雇用条件に適合した人材を紹介しています。



[ハローワークでの職業相談]

「しごと」と「ひと」の好循環 Keyword ~地方創生の柱としての雇用政策~

地域での良質な雇用の場を創出し、人口流出に歯止めをかけ、また、都市部からの人材還流を促す。地域での若い世代の就労・結婚等の希望を実現する。地域で求められる人材の確保・育成により、地域が抱える課題に対応する。こうして、地方で、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、人々が安心して生活し、子ど

もを産み育てられる社会環境を作り出す。この地方創生の取組を支えるのは、地域雇用対策・UIJターン支援、若者の安定雇用の実現、地域の特性を活かした人材の確保・育成策等、各種の雇用政策です。日本の将来像に大きく関わる地方創生の取組において、今後も重要な役割を果たしていきます。

職業能力開発局

職業能力開発局では、すべての人が職業能力を高めてその能力に適した働きができるよう、職業訓練や職業能力評価制度の整備、個人の主体的なキャリア形成の支援、技能の振興等、一人ひとりの成長を支援しています。

個人の能力開発を通じて、社会の発展を実現

Mission

日本が有する技術・技能という資源を生かし、今後も持続的な発展を実現していくためには、技術革新と併せて、これまで日本を牽引してきた製造業や、今後成長が見込まれる介護・福祉、情報通信などの分野において、高度な技能や知識を有する人材の育成を推し進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが重要です。

さらには、職業能力を高めても、それが適切に評価され

なければ、キャリアアップを実現することは難しいため、職業能力を適切に評価する仕組みの構築も重要です。

職業能力開発行政は、職業に必要な能力を習得してその能力に適した職業に就き、機会を活用してスキルアップを図り、職業能力が適切に評価され、さらに高い職業能力の獲得を目指す、こうした能力本位の好循環が実現される社会の構築を目指しています。

【政策紹介】

地域や産業界のニーズに応じた公的職業訓練の推進

離職中の方の再就職を支援するため、国や都道府県では、ものづくり分野や介護、IT等の分野で職業訓練を行っていますが、その約8割は、専修学校等の民間教育訓練機関等に委託して民間のノウハウを活用した訓練を実施しています。

現在、民間教育訓練機関における、地域や産業界のニーズを踏まえた訓練コースの設定等を更に推進するため、都道府県単位で、地方自治体、企業、民間教育訓練機関等を構成員とする、産学官による地域コンソーシアムを構築し、就職の可能性をより高めるための訓練コースの開発や検証を行っています。

具体的な取組例として、今後成長が見込まれる観光分野において、ホテルや旅館での企画・営業業務や観光客に対する接遇等を内容とする訓練コースの開発を行い、試行的に実施しています。

これらの取組は、若者の安定的な就職の実現や、成熟産業から成長産業への労働移動への支援にもつながると考えています。



[訓練風景]



[託児付き訓練]

【政策紹介2】

能力の「見える化」の促進

能力の「見える化」を進めることは、働く方にとっては自らの能力を、企業は労働者に求める能力を分かりやすい形で示すことができ、労働市場におけるマッチングに資するとともに、企業の労働生産性の向上や労働者の待遇改善にもつながるため、職業訓練とあわせて、能力評価制度の整備を図る必要があります。

能力評価の仕組みとして、これまでものづくり分野を中心に戦略検定制度等を整備してきましたが、能力の「見える化」を更に促進する観点から、若者が多く働く対人サービス分野等を対象に、新たに「業界検定」の構築を始めています。対人サービス分野については、多様な顧客ニーズに応じた能力発揮が重要であることから、精緻なロールプレイ方式や職場での仕事ぶりを評価する等、評価手法にバリエーションを設ける等の工夫が必要であり、より実践性を備えた設計にすることが重要です。

現在、百貨店等の店員を対象とした小売業や、学習塾の講師等を対象とした学習教育業等で、モデル的に取組を始めており、来年度以降もモデル事例の創出を進めていく予定です。



〔技能五輪〕

【政策紹介3】

キャリアコンサルティングの推進

経済成長を持続的にするため、労働者の適切な職業選択と主体的な能力開発を通じた生産性向上が不可欠です。一方で、主体的なキャリアプランを設計したい希望をもつ労働者は多いですが、具体的にどのような取組を行えばよいのかと悩みを抱える方も多くいるため、専門的な助言を行う者であるキャリアコンサルタントについて、資質の確保を図りつつ、計画的に養成していくことが必要です。キャリアコンサルタントはハローワークや企業、大学等の教育機関等で活動をしています。

このため、有資格者であるキャリアコンサルタントを平成36年度末に10万人とするキャリアコンサルタント養成計画を策定するとともに、キャリアコンサルタントの質の確保を図るため、法定化し、登録制を導入することを検討しています。

また、事業主がキャリアコンサルティングの仕組みを導入することについても支援していきます。

Keyword 地域若者サポートステーション(サポステ)

若者の数が減っている中で、ニートの数は近年、60万人を超え、高止まり傾向にあります。このような中で、ニート等の若者が将来生活保護に陥ることがないよう、職業的な自立を図り、社会の支え手となるよう支援していく必要があります。このため、サポステにおいて、地方自治体と協働して、地域ネットワークを活かし、一人ひとりに応じた専門的な相談支援や、コミュニケーション能力向上のためのプログラムの実施、職場見学や職場体験等の取組を実施しており、現在、より継続的・安定的に事業を実施するため、法的に位置づけることを検討しています。



〔地域若者サポートステーション(サポステ)のロゴ〕

雇用均等・ 児童家庭局

女性の活躍促進や男女がともに仕事と子育て等を両立できるような環境の整備を進めるとともに、地域の子育て支援や、児童虐待防止対策などを通じて、子どもの健やかな育ちと、安心して子育てができる環境整備を進めています。



[マタニティマーク]

女性が活躍し子どもを育てやすい社会の実現 Mission

少子化の進行により、経済力の低下や社会保障の持続可能性が懸念されています。妊娠・出産を機に退職する女性は未だ多く、働きながら子育てをすることが難しいことから、結果として少子化が進んでいることが考えられます。その中で、女性がそれぞれの希望に応じ、その個性と能力を十分に發揮することができる社会づくりが重要です。

このため、すべての労働者が仕事と子育てや介護を両立

できる環境を整備するとともに、保育所や放課後児童クラブ、妊娠から子育て期までの切れ目のない相談支援を提供するワンストップ拠点など、地域の子育て支援の量的拡充と質の向上を進めていきます。

また、児童虐待の防止や、虐待を受けた子ども、ひとり親の家庭などに対してきめ細かに支援する取組を推進していきます。

【政策紹介】

女性が活躍する社会の実現を目指して

人口の半分を占める女性、その「女性の力」が最大限発揮される社会をつくることは、人材の確保にとどまらず、社会全体に活力を与えることにつながります。男女雇用機会均等法が制定されて30年が経ちましたが、現在もなお、採用や配置、育成など様々な面で男女間の実質的格差が残っています。

こうした労働者の男女間の格差を解消する企業の自主的かつ積極的な取組（ポジティブアクション）を推進するとともに、さらに、社会全体として着実に女性の活躍を推進することができる枠組みとして、働く女性の活躍を促進するための法案を提出しました。

また、育児や介護といった家庭生活と仕事の両立・調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ができるような支援や、正社員と比べて賃金などの待遇が十分でないパート労働者への支援などにも力を入れており、男女が共に能力を発揮し、安心して「職場」と「家庭」に貢献できる社会・環境づくりを推進しています。



[プラチナくるみんマーク]

【政策紹介2】

安心して子育てできる 社会の実現のために

子ども・子育て支援の充実は、少子化が進行する日本の未来を支えるために極めて重要です。そのためには、働きながら小さな子どもを預けることができる保育所や小学生を預かる放課後児童クラブなどを増やしていくことが必要ですが、現在、保育所に入りたくても入れない待機児童は2万人を超えていました。待機児童の問題は、働きながら子育てしたい親にとって「仕事」と「家庭」の二者択一を迫られることにもつながる大きな問題です。

このため、平成29年度末までに保育の受け皿を新たに40万人分増やすとともに放課後児童クラブについても約30万人分を新たに整備することとしています。また、平成27年4月からは、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。これは幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援について、省庁の垣根を越えて総合的に推進する新たな仕組みで、消費税を財源にして、サービスの質と量の両面で充実に取り組んでいきます。

【政策紹介3】

すべての子どもが健やかに育つために

日本の将来を担うのは、今を生きる子どもたちです。こうした子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることは避けなければなりません。しかし、現在およそ6人に1人の子どもがいわゆる「貧困」の状態にあります。また、ひとり親の家庭（大人一人と子どもからなる家庭）についてみれば、その状態はさらに悪くなります。多くのひとり親が子育てと生計維持を一人で担い、様々な困難を抱えているため、きめ細かな支援が必要です。

このため、子育て・生活支援、養育費の確保、子どもの学習支援の充実や親の学び直し支援などによる就業支援など総合的な自立支援に取り組んでいます。

また、保護者がいない、虐待を受けたなど何らかの理由により、児童養護施設やファミリーホーム、乳児院、里親などの元で暮らす子供が約47,000人（平成25年度末時点）います。この子ども達が家庭的な環境と安定的な人間関係の下で育つことができるよう児童養護施設での暮らしを少人数にしたり、里親との生活を進める取組を行っています。

Keyword 「オレンジリボン」運動

「オレンジリボン」を知っていますか？「オレンジリボン」とは、子どもの虐待のない社会を願い、子育てを暖かく見守るシンボルマークです。

児童相談所への虐待などの相談件数は年々増加しており、平成25年度には、約7万3千件と過去最高になりました。また、子どもが虐待により命を落とすという痛ましい事件も後を絶ちません。

このため、児童相談所や病院、警察といった関係機関の連携を強化するとともに、新たに児童相談所への直通の相談ダイヤルの3桁化（189（いち・はや・く））を導入します。

児童虐待は、社会全体で取り組まなければならない問題です。26年度は「ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪」をスローガンに取り組みの強化を進めています。



[児童虐待防止啓発ポスター]

社会・援護局 (障害保健福祉部)

祉の推進のための施策を行っています。
社会・援護局では、生活困窮者に対する支援
や障害者が地域で安心して暮らすための支
援、戦没者遺族などの援護など幅広く社会福



福祉の「原点」と「発展」

Mission

社会・援護局では、生活保護やホームレス対策など、国民の最低限度の生活を保障するという福祉の「原点」となる制度を実施するとともに、社会福祉法人制度の整備や福祉人材の確保などを通じて、福祉基盤を図りながら、様々な問題を抱えながら生活に困窮している方をサポートすることを目指しています。

また、障害者に対する障害福祉サービスの充実や障害者の社会参加の促進のための取組等を通じて、障害児・障害

者が地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指していきます。

さらに、本年は戦後70周年であり、先の大戦による戦没者の遺骨収集帰還や慰靈巡拝等の慰靈追悼事業、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給や中国残留邦人等に対する生活支援、次世代への戦中戦後の労苦の継承等も重要な役割です。

【政策紹介】

生活に困窮されている方の保障と自立に向けて

生活保護は、「最後のセーフティネット」と呼ばれ、国民の最低限度の生活が維持できるよう、生活や医療に関する給付を行っています。受給者は、最近伸びが鈍化しているものの、約220万人と過去最高の水準にあり、働ける方が生活保護から早期に脱却できるよう、自立支援を強化しています。具体的には、保護脱却を促すための給付金を創設するとともに、受給者に対する個別的な就労に関する相談や助言、就労の場の開拓等、支援の充実を図っています。

また、離職などにより生活に困窮される方に対し、生活保護に頼らざるを得ない状況に至る前に、早期に支援を行うことも重要です。新たに創設された生活困窮者自立支援制度では、地方自治体や民間団体と連携して、様々な問題を抱える方にワンストップで相談にのり、就労に向けた訓練や衣食住の確保などの支援を行うこととしており、本年4月から全国の自治体で事業が開始されています。

【政策紹介2】

障害福祉サービスのさらなる充実

障害保健福祉施策については、障害の有無にかかわらず地域でいきいきと暮らせるよう、施策の充実に努めてきました。一方で、障害者も高齢化が進み、重度の障害者が増えるなど、様々な課題に直面しています。このため、更なる支援の充実を目指して、制度の見直しについて検討を行っているところです。

また、320万人を超える精神障害者の中、約20万人が1年以上の長期の入院生活を送っています。これらの方が地域で暮らすことができるよう病院から地域への移行に向けた支援や、地域における生活に関する支援を進めています。

更に、芸術活動等を通した障害者の社会参加の促進や、障害者の虐待防止法に基づく障害者の権利利益の擁護、東日本大震災の被災者に対する心のケア、薬物・アルコール等の依存症に関する対策等にも取り組んでいます。

【政策紹介3】

戦後70周年の援護施策

先の大戦による戦没者のご遺骨は、最大で約60万柱が未収容であると考えられています。本年、戦後70周年を迎えるにあたり、できる限り多くのご遺骨を一日でも早く帰還させる必要があるため、遺骨収集帰還事業に力を入れて取り組んでいます。また、先の大戦による戦没者を追悼するため、毎年8月15日に、政府主催により、天皇皇后両陛下ご臨席の下、全国戦没者追悼式を挙行しています。

戦没者等の遺族には、戦後70周年に国として改めて弔慰の意を表すため、特別弔慰金を支給し、中国残留邦人等には、その置かれた特別な事情に鑑み、老後の生活の

安定に必要な生活支援を行います。

さらに、先の大戦の記憶を風化させることなく、次の世代へ継承するため、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館の3館連携講演会の開催等を行います。



[硫黄島でのご遺骨の収容]

Keyword 依存症の治療と支援

薬物やアルコールなどによる依存症は、単にその物質の摂取や行為がやめられなくなるだけではなく、身体的な不調をきたし、あるいは精神的に自制が効かなくなることで、ゆくゆくは仕事や家族関係にまで問題を生じさせてしまうこともあります。

依存症は、適切な治療と支援によって回復できる疾患ですが、依存症治療を行う医療機関が少なく、またそれらの情報が乏しいために、依存症者が必要な治療を受け

られないという課題があります。

そのため、依存症者やその家族に対する支援として、全国の保健所や精神保健福祉センターにおいて依存症に関する相談・指導を行い、また、全国で5箇所程度の医療機関を依存症治療の拠点病院として位置づけるなど、地域における体制の整備に取り組んでいます。



[依存症回復プログラムの様子]

老健局

要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が括的に確保される仕組み（地域包括ケアシステム）の構築に取り組んでいます。



安心して暮らし続けられる地域作りに向けて Mission

我が国は、世界に例を見ない高齢社会を迎えていました。
団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、

- ・3 人に 1 人が 65 歳以上（現在は 4 人に 1 人）、5 人に 1 人が 75 歳以上（現在 9 人に 1 人）になる
- ・中重度の認知症の高齢者は、現在の 280 万人から 470 万人に増加する
- ・4 世帯に 1 世帯が、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯になる

・特に都市部では 75 歳以上の人口が急増する見込まれています。

介護保険制度は、介護が必要になったときの高齢者やその家族の生活を支える制度です。世界でも長寿社会のトップランナーと言える我が国で、高齢者福祉を担う老健局は高齢者が安心して自分らしく生活できる社会の構築に取り組みます。

【政策紹介 1】

地域包括ケアシステムの構築

高齢化の進展に伴う介護費用の増大は、高齢者や現役世代の保険料や公費負担に影響します。今後とも、高齢者やその家族のニーズに応えるとともに、将来世代に引き渡せる持続可能な制度としていくことが必要です。

あわせて、都道府県に消費税財源を活用した基金を設け、介護基盤の整備と人材確保を推進しています。

平成 26 年 6 月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」では、地域包括ケアシステムの構築を推進するための介護保険制度の改正を行いました。医療介護連携や認知症施策を進めるための地域支援事業の充実や高齢者の多様なニーズに応えるため全国一律の予防給付を市町村が取り組む地域支援事業へ移行させることで、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにしていきます。

また、介護保険制度の費用負担の公平化を図るために、低所得の高齢者の保険料軽減の拡充、所得や資産のある人の利用者負担や給付範囲の見直しなどを行っています。

地域包括ケアシステムとは…

■「地域包括ケアシステム」とは、地域（中学校区を範囲として想定）で①医療、②介護、③介護予防、④住まい、⑤生活支援、の 5 つの要素が包括的に確保される体制のことです。

■地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態になつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになることを目指しています。

■地域包括ケアシステムは、市町村が、地域の自主性や創意工夫に基づき、民間事業者やボランティアなどの様々な主体が参加して作り上げていくことが必要です。

【政策紹介2】

認知症になっても安心して暮らせる社会

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるものですが、本人にとっても家族にとっても老後の大きな不安の1つとなっています。また、環境の変化により徘徊などの症状が悪化することがあるなど、その症状が深刻になれば、自宅での生活が難しくなることもあります。認知症の方にこそ、住み慣れた環境で安心して暮らせる環境作りが重要です。

本年1月には、政府一丸となって認知症に関する取組を進めるため、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を策定しました。これにより、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。



[ねんりんピックではつらつとプレー]

【政策紹介3】

誇りを持って長く働く介護現場に

現状のままでは2025年までに介護職員が約30万人不足すると見込まれており、介護現場を支える人材を確保していくことが求められています。

介護職員は他の産業に比べて賃金が低く、離職率も高い傾向にあります。介護現場で働く人たちが、誇りを持って長く仕事を続けていけるように総合的な施策を講じています。

例えば、平成27年度の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のための加算を充実させるなど、介護職員の賃金の引き上げや、キャリアパスの確立に取り組んでいます。

Keyword 認知症サミット後継イベント

認知症は世界的な共通の課題となっており、平成25年12月にはイギリスで「G8認知症サミット」が開催されました。そこでは、認知症に関する様々な問題に対し、G8各国が一丸となって取り組むことが宣言され、こうした流れの中で平成26年11月5日～7日に、「新しいケアと予防のモデル」をテーマとした「認知症サミット後継イベント」が日本で開催されました。

このイベントでは、世界各国から認知症のケアや予防に関わる政府関係者、専門家、認知症の方ご本人、そのご家族など、多くの方が参加し、活発な議論が行われました。これらの議論は、認知症の予防とケアの理論や実践の更なる発展へつながっていくことが期待されています。



[認知症サミット日本後継イベントの様子]

保険局

すべての人がいつでも、どこでも、必要な医療を受けられる国民皆保険を堅持し、将来に引き継いでいくために、保険局では日々様々な取組を行っています。



出典：全国健康保険協会ホームページ

国民皆保険を守る

Mission

我が国の医療保険制度の歴史は古く、はじめて健康保険法が制定された大正11年までさかのぼります。当初は企業で働く従業員を対象とした制度でしたが、徐々にその対象を拡大し、1961年に国民皆保険が達成されました。これまで改革を繰り返しながら、50年以上国民皆保険を維持し、日本は現在、保険証が一枚あれば、どこの医療機関でも必

要な保険診療を受けることが出来る世界でも数少ない国の一つです。現在、少子高齢化の進展等により、医療保険財政の問題が指摘されておりますが、国民的な議論を行いながら、この世界に冠たる国民皆保険を守る方策を絶えず考えていく必要があります。

【政策紹介1】

医療保険制度の改革

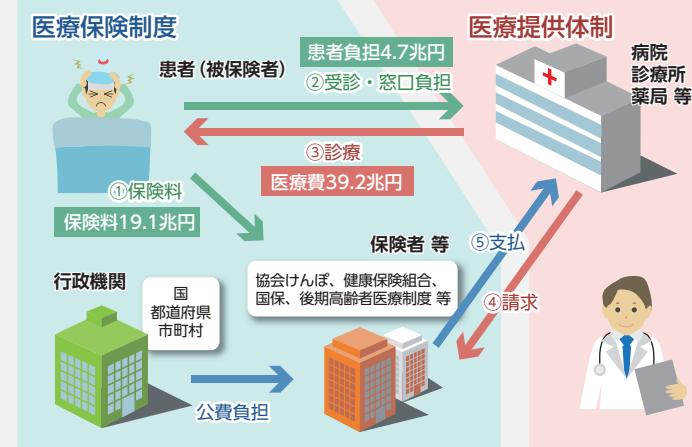
日本では国民全員がいずれかの公的医療保険制度に加入しています。この国民皆保険によって、病気やけがの際は、所得の多寡にかかわらず必要な医療を平等に受けることができ、世界トップレベルの平均寿命の高さ、乳幼児死亡率の低さを達成し、国民の健康を維持してきました。

しかし、費用面を見ると医療費は近年増大しており、医療保険制度の持続可能性が指摘されています。医療費の伸びの7割は、75歳以上の後期高齢者の医療費の増加によるものであります。その後期高齢者の医療費については、半分は公費、約4割は現役世代の拠出金で賄われており、現役世代の負担が大きくなっています。医療の重点化・効率化、世代間・世代内の負担の公平化に取り組み、全世代が納得感を得られるように、医療保険制度を時代に合わせた形に見直さなければなりません。

そのため、保険局では各医療保険制度の安定化に向け、国民健康保険の財政基盤の強化や被用者保険相互の支え合いの強

化を行う取組のほか、国民の負担の公平化を進める取組、国民一人一人が自ら健康づくりを行うよう、個人や保険者の予防・健康づくりを促す仕組みづくりに向けた取組等の改革に取り組んでおります。

【我が国の医療制度の概要】



【政策紹介2】

平成26年度診療報酬改定

高齢化の進む日本社会において、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となつても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できる環境を整備していくという課題に対応していくためには、急性期、回復期から在宅医療・介護という流れの中で、一人一人の状態にふさわしい医療・介護を提供することができるよう、「医療機関の機能の分化・連携」や「在宅医療・在宅介護の充実」を図ることが必要となります。

平成26年度診療報酬改定では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療提供体制の改革、地域包括ケアシステムの構築を目指した改定を行いました。また、消費税の引き上げに伴い、医療機関等の仕入れに係る消費税負担に対応する一部の報酬の引き上げも行ったところです。この改定の影響を調査・検証し、必要な場合には見直しを検討することで、国民皆保険を守りつつ、引き続きより良い医療提供体制の構築に取り組んでおります。

【平成26年度診療報酬改定の概要】

全体改定率 +0.10%

診療報酬(本体) +0.73% (+0.63%) 【 約3,000億円(約2,600億円)】

医科 +0.82% (+0.71%) 【 約2,600億円(約2,200億円)】

歯科 +0.99% (+0.87%) 【 約300億円 (約200億円)】

調剤 +0.22% (+0.18%) 【 約200億円 (約100億円)】

薬価改定 ▲0.58% (+0.64%) 【▲約2,400億円(約2,600億円)】

材料価格改定 ▲0.05% (+0.09%) 【 ▲約200億円 (約400億円)】

※なお、別途、後発医薬品の価格設定の見直し、うがい薬のみの処方の保険適用除外などの措置を講ずる。

【政策紹介3】

予防・健康管理に係る取組

高齢化の進展等により医療費が増大していく中で、重い病気になることを予防し、医療費を適正化していくことは重要な課題です。そのため、平成20年度から、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した特定健診を各保険者が実施しており、この健診の結果、一定の基準に当てはまる方に対しては、健康状況の改善をサポートする特定保健指導も実施されています。

【特定健康診査・特定保健指導の概要】

主な内容

- 医療保険者は、40歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者に対して特定健診を実施。
- 健診の結果、一定の基準に当てはまる者に対して特定保健指導を実施。
【一定の基準】: 腹囲が基準以上(男性85cm、女性90cm)かつ、血糖・血圧・脂質の検査値が基準に当てはまる者(リスクの程度によって指導内容が変化(喫煙者は指導レベル上昇))
- 平成25~29年度における全国目標(29年度の目標値)
 - ・特定健康診査の実施率 70%
 - ・特定保健指導の実施率 45%
 - ・メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率 25% (20年度比)

Keyword データヘルス

保険局では、レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス(医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業)を推進しています。現在、各保険者においては、レセプトや健診情報の分析により、現状の把握を行うことが可能となっているところです。既に一部の保険者において、健康増進支援サイトやSNSを活用した保健事業や、個人が行う健康づくりの取組を評価し、健康グッズなどと交換できるポイントを付与する保健事業など様々な取組が行われています。このような保険者の創意工夫を活かした保健事業の推進により、保険者の保険者機能が一層発揮されれば、国民の健康の保持増進に資することとなります。そのため、保険局では、今後、全ての保険者においてデータヘルスについての計画が作成され、その計画に基づいた保健事業が実施されるよう支援していくこととしています。

【データヘルスの推進】

保険者における取組事例

①現状の把握

- ・レセプトや特定健診等のデータ分析を踏まえた保健事業の推進
被保険者のレセプトや特定健診等のデータ分析、医薬品に関する情報の収集・分析を踏まえ、保険者の取り組むべき健康課題を把握した上で効果的な保健事業の実施。

- 保険者による分析を支援するシステムが稼働
- ・国保データベースシステム: 平成25年10月から
 - ・レセプト管理・分析システム: 平成26年4月から

②糖尿病性腎症重症化予防を始めとする有病者の重症化の予防

- ・保健指導の実施
病名・投薬状況等から必要と判断される者に対し、医療機関と十分に連携し、生活習慣病等の改善に向けた指導を行う

・医療機関への受診勧奨

- 健診データとレセプトデータを突合し、健診データで異常値を出しているにもかかわらず、通院していない者等に対し、受診勧奨を行う

③被保険者に対する情報提供・指導

- ・重複・頻回受診者に対する指導
同一の疾病で複数医療機関に受診している者等へ指導
- ・後発医薬品の使用促進
差額通知の送付等を行い、後発医薬品の使用を促進
- ・医療費通知の送付
医療費の実情、健康に対する認識を深めることを目的とし、被保険者・被扶養者に対し医療費を通知

年金局

年金局では、将来にわたって持続可能な年金制度のあり方を考え、制度設計とともに、国民に信頼されることを目指し、年金の給付・記録の管理・保険料の徴収等の年金実務を日本年金機構と共に取り組んでいます。

もしもの時、年金はあなたの力になれる！ Mission

日本は、男性・女性ともに平均寿命が80歳を超えており、世界でも有数の長寿国です。この長い老後生活を世代間の支えあいの仕組みを通じて、経済面から支えるのが公的年金制度です。

公的年金の加入者は6700万人、そして約3900万人に年額約54兆円（平成26年度予算額）の年金が支払われてい

ます。年金は高齢者世帯の収入の約7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。公的年金制度は国民の生活を支える重要な役割を担っています。

将来にわたって安心した生活が送れるように制度・運用面での企画立案を行うことが年金局の使命です。

【政策紹介1】

世代と世代の支え合い

年金制度には、国が運営する公的年金と、個人や企業の選択で加入する私的年金の2つがあります。

将来に何が起こり、その後の人生がどのようなものになるかということは、誰にも予測することはできません。公的年金は、高齢になったり、障害を負ったりして、自ら働いて収入を得ることが出来なくなった人や、一家の働き手が亡くなってしまい、生活を支えていくための収入を失ってしまった人が、その後の長い人生を安心して暮らしていくことができるよう、予測できない将来に備えて、世代を超えて社会全体で支え合う仕組みです。

少子高齢化が進行し、人々の生活のあり方が変化している中で、公的年金制度の長期的な持続可能性を高め、社会のセーフティネットとしての機能をより強めていくことが必要です。制度を支える側と支えられる側の負担と給付のバランスを保ちながら、将来の世代の給付水準の確保を目指しつつ、女性や高齢者、短時間労働者等の働き方やライフコー

スの多様化等にあわせた制度の見直しを進めています。

企業年金等の私的年金は、企業や個人の自助努力により、公的年金に上乗せして給付するものです。日本では約1600万人の加入者がいます。今後、公的年金が中長期的な給付調整に入っていく中で、より豊かな老後生活に備えることを目的としています。

英国、米国、ドイツ等の欧米諸国やチリ等の南米諸国においても、それぞれの国の情勢を背景に、公的年金だけではなく、企業年金制度等の私的年金を含めて、年金制度を考えいくという流れが確立しつつあります。日本でも、厚生労働省を中心に、制度を運営する金融機関や基金、制度への参加者である事業主や労働者の代表等にお集まりいただきて精力的に議論を行い、企業年金制度の普及・拡大に向けた見直しに向けて取り組んでいます。

年金局では、公的年金・企業年金等の私的年金の両面から、年金制度のより良い仕組み作りを続けていきます。

【政策紹介2】

グローバルに活躍する皆様を支えるために

グローバル化が進行している現在、海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人の方が増加しています。日本と外国の年金制度等の二重払い防止等のために、社会保障協定の締結を進めています。

これまでに、欧米先進国を中心に15ヶ国との間で協定が発効したほか、昨今の日本と新興国との経済関係の進展に伴い、新興国との間でも協定の締結を進めているところです。



[社会保障協定：フィリピンとの協議]

【政策紹介3】

信頼される公的年金制度を目指して

年金制度が信頼されるためには、記録の管理等の実務が正確かつ公平に行われることが重要です。

年金の事業運営については、低所得の方への保険料の免除の適用や所得のある方への強制徴収の徹底などの被保険者の状況に応じた対応を行っており、厚生年金保険については、関係機関と連携した事業所の把握など、適用徴収に力を入れています。

また、全国の年金事務所や「ねんきんダイヤル」等を運営している日本年金機構と共に年金の事業運営に取り組んでいます。

Keyword 国民年金はコンビニで納付ができます～制度への理解向上を目指して～

国民の皆様に年金制度について正しくご理解いただくために、年金局では様々な広報活動を行っています。

国民年金保険料は夜間や休日でも納付できること等を知つていただくために、平成26年6月に全国約5万店のコンビニの協力により、店頭にポスターを掲示しました。



〔国民年金納付啓発ポスター掲示イベント：ノンノ専属モデルの荒井萌さんが取材に来ました。-セブンイレブン学習院大学店にて-〕

また平成26年より「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」とし、年金シンポジウムを行いました。制度改正についての講演に加え、「わたしと年金」エッセイの表彰式や年金落語を行いました。

平成27年以降も年金制度の意義をより知つていただけるよう取り組みます。



[年金シンポジウム「わたしと年金」エッセイの表彰式]

政策統括官 (社会保障担当)

政策統括官（社会保障担当）では、厚生労働省における社会保障制度のコントロールタワーとして、総合的基本的な政策の企画・立案とその推進に取り組んでいます。

社会保障と税の一体改革

安心を
ずっと。
元気を
もっと。

社会保障制度のコントロールタワーとして Mission

今や日本経済は社会保障抜きには語れません。急速な少子高齢化に伴い、社会保障関係費は国の一般会計の約55%を占めています。債務残高がGDPの2倍を超え、日本経済の立て直しが喫緊の課題となっている中、社会保障制度の改革も政府の重要課題です。

一方で、日本の高齢化は、多くの国民が長生きをするようになった結果でもあります。これに大きく寄与したのが、社会保障制度です。医療保険、介護保険が行き渡り、誰でも

適切な医療や介護を受けることができるようになったことが人々の寿命を延ばし、年金による所得保障が高齢期の生活を支え長寿の生活を可能にしたのです。

私たちは、このように日本を世界一の長寿国にした世界に冠たる社会保障制度を、次の世代にしっかりと引き渡していくというミッションを負っています。持続可能な社会保障制度を確立するため、不断の改革に取り組んでいきます。

【政策紹介1】

成長戦略の開拓者になれ！

医療・介護サービスは、少子高齢化社会においても引き続き成長し、新たな付加価値を産み出すフロンティアとして、国内外から大きな期待が寄せられています。政策統括官（社会保障担当）では、厚生労働省の政策を束ねるコントロールタワーとして、成長戦略や規制改革等を通じて、真に国民の求める姿での経済成長を実現し、明日の日本のフロンティアを開拓していきます。

【政策紹介2】

医療等分野のICT化の推進

急速な少子高齢化に伴い、今後、日本の医療においては、いかに「地域で」患者を支えることができるかが、大きな課題です。これまで以上に地域の病院、介護事業所等、様々な機関や職種間の連携を強化し、医療の質の向上を図ることが必要不可欠であり、この連携強化に不可欠な技術として効率的で迅速な情報共有を可能とするICTの活用が期待されています。このため、医療情報連携ネットワークの普及促進等を図り、ICTが、この難題を解決する特効薬となるよう取組を推進してまいります。

政策統括官 (労働担当)

集団的労使関係の安定にも取り組んでいます。また、その基礎となる労働経済の分析や、
政策統括官（労働担当）では、日々の暮らしと直結する「労働政策」を総合的・一体的に担っています。



総合的かつ戦略的な労働政策の策定

Mission

人は、人生の多くの時間を「働く」ことに費やします。「働く」ことは、人々の生活の基本であるとともに、生産活動を通じて経済の発展の基礎ともなるものです。

少子高齢化によって、今後、働く人の数の減少が見込まれる中で、就業を希望する全ての方が、能力を高め、その能力を存分に發揮できるように。

働き方にかかわらず、公正な待遇の下で、健康で安全に

働けるように。

また、失業等の場合にセーフティネットが確保され、再チャレンジができるように。

政策統括官（労働担当）では、これら様々な難しい課題に対し、省内や関係府省と連携しながら、総合的かつ戦略的な労働政策の策定を行っています。

【政策紹介1】

総合的かつ戦略的な労働政策の策定

国の成長戦略や経済対策の策定などにおいて、雇用・労働政策は重要な位置を占めます。政策統括官（労働担当）では、これらについて省内の総合調整や関係府省との連携を行っています。

【政策紹介2】

労働経済分析のシンクタンク

労働経済の短期的な動向や中長期的な課題について調査・分析を行うことが、労働経済を考える上で重要であり、毎年、『労働経済の分析』（通称：「労働経済白書」）を公表しています。66回目となる平成26年版では、「人材力の最大発揮に向けて」をテーマに、企業における人材マネジメントや労働者の職業生涯を通じたキャリア形成に着目した分析を行いました。



〔「労働経済白書」の表紙〕

【政策紹介3】

公労使による政策形成、 集団的労関関係の安定

労働政策は、働く現場の実態や意見を十分に踏まえることが重要です。このため、ILO条約でも雇用政策について労使同数参加の審議会を通じて政策決定すべき旨が規定されるなど、労働分野では三者構成原則が基本とされています。我が国では、公益代表・労働者代表・使用者代表の三者で構成される「労働政策審議会」を設置し、重要な労働政策について審議をお願いしています。

また、労使間で起きた様々なトラブルを解決するため、公労使三者を代表する委員で構成される行政機関として、各都道府県に都道府県労働委員会が、また厚生労働省の外局として中央労働委員会が、それぞれ設置されています。

大臣官房

厚生労働省の行政を総括し、法令の制定改廃、予算編成、組織、人事等を中心に総合調整を行っています。また、国会、他府省庁、マスメディア、国民の皆様などに対する省全体の代表窓口としての機能も果たしています。



厚生労働省の舵取り役

Mission

大臣官房のミッションは、省全体における政策の企画・立案過程などにおいて、省の進むべき方向を明らかにする「省の舵取り」です。

厚生労働行政は人の一生や生活全般に密着した社会的な制度・仕組みを形作る行政であり、非常に国民の期待・関心が高く、これに応えていくため、各政策分野を所管する部局間の総合調整の役割を担っています。

また、近年、厚生労働省に関連する多くの分野が国際的な広がりを見せており、国際機関での活動への参画等を通じて積極的に政策のグローバル展開を進めています。

さらに、保健医療や労働安全衛生分野に関する科学研究も推進しており、日本発の革新的医薬品、医療機器などを創出していくことで、健康長寿社会の実現と国際競争力強化による経済成長の実現を図っています。

総務課

【政策紹介】

法令審査、国会業務、 その他総合調整

行政活動は法令に基づいて執行されるため、政策を実施するためには、法律、政令等の法令の整備が欠かせません。大臣官房では、省内の各部局が作成した法令について、政策の内容が条文上論理的かつ明確に規定されているか等について、審査を行っています。また、国会答弁の最終チェックや、省の窓口として、各種案件における部局間の調整などの業務を担っています。

さらに、最近では省内の業務改善についてもプロジェクトを進めており、効率的かつ正確な業務遂行プロセスの立案等を行っています。

地方課

大臣官房地方課では、都道府県労働局・地方厚生局の総合的監督を行うとともに、近年増加している個別労働紛争を解決するための個別労働紛争解決制度を所管しています。

【政策紹介】

個別労働紛争の解決に向けて

経済社会情勢の変化に伴い、解雇、配置転換、賃金引下げ、いじめなど、個々の労働者と企業との紛争（個別労働紛争）が近年増加傾向にあります。

そのため、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、



会計課

会計課では、夏の概算要求及び年末の予算編成に当たって、厚生労働省全体の予算のとりまとめを行っています。また、決算、会計の監査、行政財産や物品の管理、庁舎管理、職員の福利厚生などの業務を担っています。

【政策紹介】

平成 27 年度予算案、保育室の開設

平成 27 年度厚生労働省予算案は、一般会計で 29 兆 9,146 億円、前年度に比べ 8,693 億円（3.0%）の増となっています（一般歳出^{※1}における社会保障関係費の割合は 55.0%）。消費税率 10%への引上げが平成 29 年 4 月に延期されたことに伴い、消費税の増収分を活用した社会保障の充実について、平成 27 年度予算案では、限られた財源の中、「子ども・子育て支援の充実」（子ども・子育て支援新制度を平成 27 年 4 月から予定どおり実施）、「医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施」（基金による基盤整備等）、「国民健康保険への財政支援の拡充」（低所得者対策のための財政支援等）を優先的に実施する一方、年金関係の充実（低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮）等は消費税率 10%への引上げ時に実施することとしています。

また、少子化対策などを担う厚生労働省では、待機児童解消加速化プランの推進及び厚生労働省職員の女性活躍とワークライフバランスの推進の観点から、率先して平成 26 年 12 月から庁舎内に「厚生労働省 5 号館保育室」（愛称：ふくろう^{※2}）を開設しています。

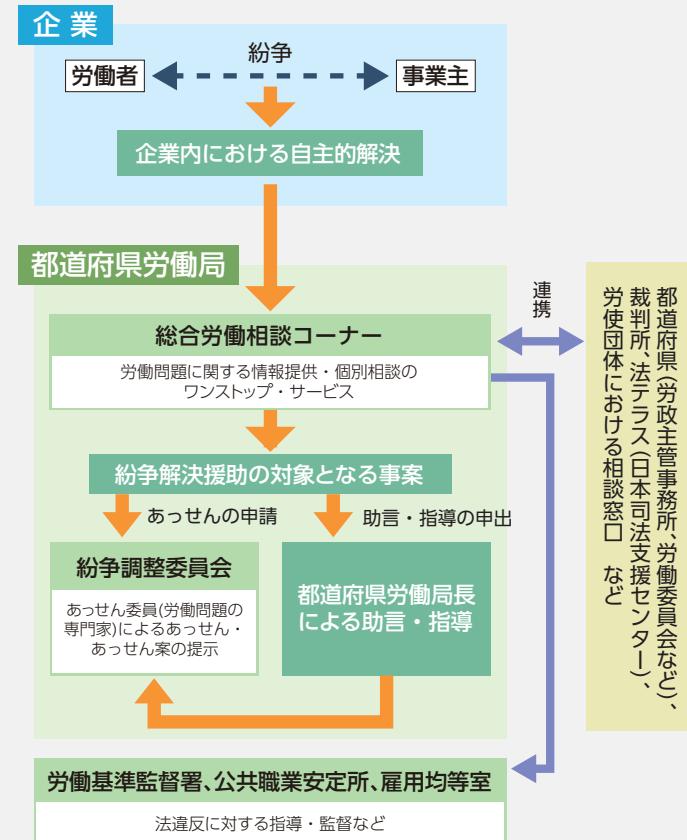
（※1）一般歳出は、一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

（※2）福祉の「ふく」と労働の「ろう」を合わせて、かつ、子どもに親しまれそうな動物の名前であるということから考案されたもの。



- ①全国の労働基準監督署など約380ヶ所に設けられた総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- ②都道府県労働局長による助言・指導
- ③学識経験者をメンバーとする紛争調整委員会によるあっせん等の制度により、紛争の円満な解決を図っています。

個別労働紛争解決システムの概要



国際課 世界に発信する厚生労働省

国際課は、国際機関での活動、経済交渉、諸外国との政策対話、途上国への技術協力、海外情報の収集などを通じて、厚生労働行政の国際的展開を図っています。

【政策紹介1】

国際機関や多国間の枠組みを通じた活動

グローバルな課題の解決に当たっては、世界各国が加盟する国際機関や複数の国が一堂に会する国際会議で認識を共有し、議論を重ねることが重要です。厚生労働省では、所掌分野と密接な関係を持つ、WHO（世界保健機関）を通じたエボラ出血熱などの感染症や食の安全への対策、ILO（国際労働機関）における国際労働基準の確保、OECD（経済協力開発機構）を通じた医療や雇用政策の分析、G20における雇用・労働分野における課題や政策の共有などの議論に参画し、グローバルな政策調整の場において、わが国のプレゼンスを發揮しました。また、中国、韓国やASEAN 各国の厚生労働分野を所管する省庁との間で閣僚級の対話を継続的に行うなど、国家の枠組みを超えた課題の解決に貢献しています。

平成26年度を振り返って

平成26年5月19日～24日

第67回WHO総会（スイス・ジュネーブ）

平成26年5月28日～6月12日

第103回ILO総会（スイス・ジュネーブ）

平成26年9月6日

APEC人材養成大臣会合（ベトナム・ハノイ）

平成26年9月10日・11日

G20雇用労働大臣会合（オーストラリア・メルボルン）

平成26年9月19日

第6回ASEAN+3保健大臣会合（ベトナム・ハノイ）

平成26年11月23日

第7回日中韓三国保健大臣会合（中国・北京）

平成26年12月15日

ASEAN+3エボラ出血熱への準備と対応に関する保健大臣特別会合（タイ・バンコク）

平成27年1月23日

世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）（スイス・ダボス）

平成27年3月16日・17日

WHO認知症に関する閣僚級会合（スイス・ジュネーブ）



日中韓三国保健大臣会合に臨む
塩崎厚生労働大臣

【政策紹介2】

経済面、技術面での政府間の連携・協力

わが国の長期的な繁栄のために政府を挙げて取り組んでいるEPA（経済連携協定）締結に向け、医薬品・医療機器、食品、労働など厚生労働分野の課題について精力的な交渉を行っています。また、保健医療、社会福祉、労働、水道等の分野で蓄積してきた知見を活かして、開発途上国の発展に協力しています。例えば、厚生労働省の関係機関等で研修生を受け入れているほか、厚生労働省職員も含めた専門家を多数派遣し、これらの国の人材育成や制度構築を支援しています。特に最近では、アジア諸国でも感染症などの地球的規模の課題や、高齢化対策や社会保障システムの構築といった社会的な課題への対応の必要性が増しており、わが国これまでの取組や実績に対して注目が高まっています。

Keyword 世界で活躍する厚生労働省職員

世界的に進行する少子高齢化や、国境を越えるエボラ出血熱などの感染症の拡大など、国を超えた課題が出現する中、社会保障や労働を担う厚生労働省はこの分野のフロントランナーとして、政策の方向性や制度設計について、世界各国と知見を共有し、取り組んでいくことが求められています。厚生労働省の職員は、欧米・アジアを中心とする22カ国の大半をはじめとする大使館員、WHO（世界保健機関）等の国際機関の職員、あるいはJICA（独立行政法人国際協力機構）を通じて開発途上国で政府に対してアドバイスをする専門家として派遣され、世界中で活躍しています。



[ILO 総会 (©ILO photo Pouteau Crozet)]

厚生科学課

厚生労働科学研究の推進と 健康危機への対応

厚生科学課では、国民の健康、安全を確保するため、医療、公衆衛生などの研究を推進しているほか、原因不明の公衆衛生上の緊急事態や自然災害への対応を調整しています。

【政策紹介1】

厚生労働分野の科学研究の推進

厚生労働省が所管する保健医療、福祉、薬事、食品衛生、労働安全衛生、危機管理などの分野における研究を推進し、新技術の実用化や科学的根拠に基づく行政の実施に貢献しています。このため大学や医療機関等に研究を委託するほか、感染症研究所や医薬品食品衛生研究所などの国立研究機関を所管しています。

また、政府の「健康・医療戦略」に基づき、世界最高水準の医療と健康長寿社会の実現に取り組んでいます。

【政策紹介2】

健康危機管理・災害対策

近年、国境を越えて重篤な感染症が広がったり、地震・豪雨・火山噴火などによる自然災害が発生しています。厚生科学課では、こうした緊急事態に対して、健康被害を防止し医療や飲料水等が確保されるよう初動対応の調整をしています。

平成26年には、G7各国やメキシコ等による世界健康安全保障イニシアティブ大臣会合を日本で開催し、感染症や自然災害への対応の重要性について議論しました。



6th Global Health Security Initiative Ministerial Meeting
Tokyo, Japan, 11 December 2014

世界健康安全保障イニシアティブ大臣会合で
議長を務める塙崎厚生労働大臣

統計情報部

厚生労働行政を支える 統計とIT

統計情報部では、厚生労働行政の基礎となる人口動態、雇用などに関する主要な統計調査を実施しています。また、厚生労働省ホームページの運営など、IT（情報通信技術）を活用した行政情報化に取り組んでいます。

厚生労働省の政策を企画立案するに当たって、人口動態や世帯、保健、社会福祉、労働者の雇用、賃金、労働時間などの状況を正確に把握することが必要です。このため、統計情報部は、厚生労働省の統計全体の取りまとめを担当するとともに、政策の企画立案・実施の上で特に重要とされる7つの基幹統計と23の一般統計を所管しています（厚生労働省全体では約100の基幹統計及び一般統計を所管しています）。



今日の行政においては、国民の利便性の向上と行政事務の効率化の観点から、ITの活用が不可欠です。統計情報部では、国民がインターネット経由で各種申請等手続を行うためのシステムや、厚生労働省ホームページの整備・運用を行っています。また、全国に約1,500ある厚生労働省の機関を接続するネットワークの他、職員が業務で利用する電子メールや、行政文書等を効率的かつ安全に利用することができる行政情報システムの整備・運用を行っています。



【施設等機関】

検疫所

国際海港と国際空港に置かれ、感染症についての対人検疫と、輸入食品に対する検査などの輸入食品監視を行っています。

国立医薬品食品衛生研究所

医薬品、食品や、私たちの周囲にある化学物質について、その安全性や品質を評価するための調査研究を行っています。

国立保健医療科学院

保健医療・社会福祉に関する自治体職員などの養成訓練とこれらの様々な調査を行っています。

国立社会保障・人口問題研究所

社会保障制度による給付と負担の関係、社会保障給付費の推計、将来人口の推計、出生動向基本調査などの作成・発表を行っています。

国立感染症研究所

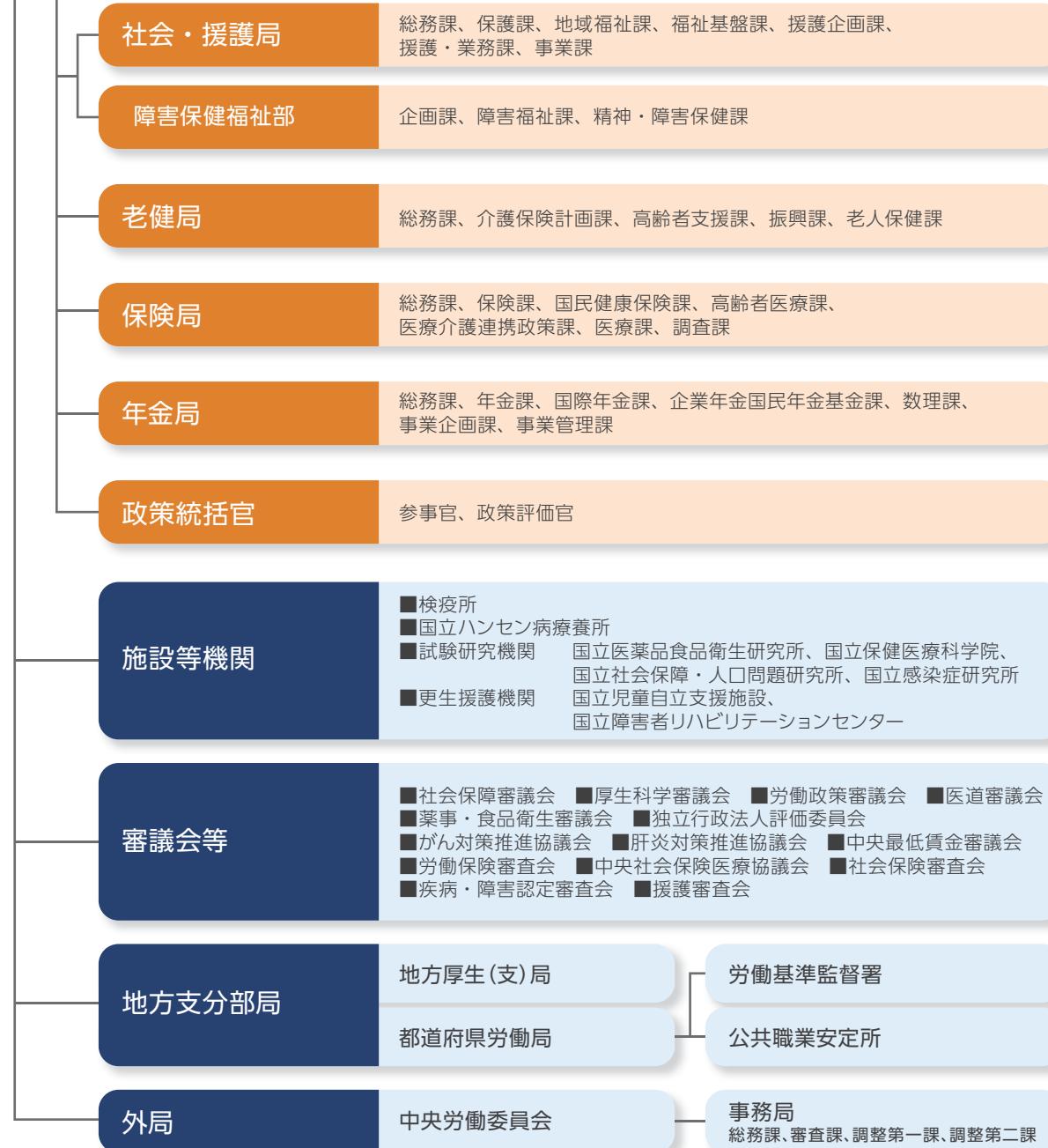
エイズなどの感染症の予防・診断、治療に関する研究や、ワクチンなどの安全性や有効性を保障するための国家検定を行っています。

国立児童自立支援施設

要保護児童の自立更生などを目的とする専門施設です。

国立障害者リハビリテーションセンター

障害者の医療、訓練、研究、研修を一体的に行っている高度専門施設です。



【地方支分部局】

地方厚生(支)局

厚生労働省の発足とともに、従来の地方医務局と地区麻薬取締官事務所が統合し、設置されたものです。福祉・医療関係の監視指導、健康保険組合や厚生年金基金の監督、麻薬などの取締りを行っています。

都道府県労働局

都道府県労働局は、地域における総合労働行政機関としての任務を果たしています。

労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の上部機関として業務指導を行うとともに、雇用均等行政や労働者派遣制度の業務を実施しています。

労働基準監督署

労働基準法などに定められた労働条件が守られるように監督を行っています。そのほか、賃金制度の改善、労働時間の短縮、労働災害の防止に向けた対策や、労働保険の給付を行っています。

公共職業安定所(ハローワーク)

労働力の需給調整を図るために、求職者・求人双方に対する相談・職業紹介や、雇用保険適用・給付事務及び雇用促進のための助成金支給などを行っています。

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

TEL.03-5253-1111(代表)

<http://www.mhlw.go.jp/>